南あわじ市 農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

第５号

平成20年１月発行

編集・発行　南あわじ市農業委員会

〒656-0492
南あわじ市市福永358番地1
TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

主な内容

会長あいさつ・・・・・・・・・・・2
耕作放棄地実態調査・・・・・・・2
農地法による許可・届出・・・・2
農業会議会長あいさつ・・・・・3
農業委員会委員選挙人名簿・・・3
耕作放棄田保全事業・・・・・・3
全国農業新聞・・・・・・・・・・3
利用権設定・・・・・・・・・・・4
農業者年金・・・・・・・・・・・4

三世代交流もちつき会

平成19年12月７日、阿万小学校体育館において三世代交流もちつき会が行われました。

もちつき会は、農業の大切さや老人会の方々とのふれあいを通して豊かな心を育てていこうと、約２０年程前から行われている伝統行事です。もちつきに先立ち、五年生による〝お米についての研究発表会〟が行われ、バケツ稲の取り組みなど日頃の学習成果の発表がありました。

また、きねとうすを使ったもちつきでは、老人会・ＰＴＡの方々のかけ声にタイミングをあわせて楽しそうにもちをついていました。

子供たちがこの行事を通して農業や食に関心を持ち、これからの生活のなかで役立ててくれることを願っています。

新年のごあいさつ

南あわじ市農業委員会長
中田伸一

新年明けましておめでとうございます。希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、農業委員会の運営、活動並びに農政全般にわたりまして格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近の農業をとりまく情勢は、国際化の進展や担い手不足、遊休農地の増大、食の安全・安心に関わる諸問題など依然として厳しい状況にあり、国から昨年農地に関する改革案と行程表が示され、農地の面的集積の加速化や更なる耕作放棄地発生防止措置、農地の権利移動規制の見直しなど戦後農政の大改革の時代を迎えて、新たな「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた取り組みが行われているところです。

そのような状況のなかで、昨年九月、南あわじ市農業委員会では関係機関のご協力を得まして、市内の遊休農地の実態調査を実施したところ、結果、約百十三ヘクタールが放棄されたままであったり、或いは原野化した状態であるということが判明いたしました。

耕作放棄地となった要因は、それぞれの農地によって違うと思いますが『かけがえのない農地』が有効に活用されていないということには変わりなく、農地は農業における最も重要で根幹をなす基盤であるとともに防災や環境形成に大きな役割を果たしている大切な資源です。この調査結果をひとつの基礎資料として、耕作放棄地の解消に積極的に取り組む所存でございます。

また、認定農業者や集落営農組織など担い手の育成については、南淡路農業改良普及センター、あわじ島農業協同組合等の関係機関のご指導を賜りながら、南淡路農業を担う農業者の確保に努めて参りたいと思います。そのため、私たち農業委員はより一層地域に根ざした農業委員会活動を進めていかなければならないと共に新たな農業政策の一翼を担うべくその役割を果たして参りたいと存じます。今後とも格別のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年が、皆様方にとりまして実り豊かな年となりますことをお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

耕作放棄地実態調査を実施

南あわじ市農業委員会では昨年九月から十月にかけて、市内農業振興地域内の耕作放棄地の発生状況を調査しました。

この調査は、各地区担当農業委員が中心となり、所在の確認及び面積などの情報を収集したのち、耕作放棄地分布図を作成するものです。

その結果、全体で百十三ヘクタール、地域別では緑地区二十五ヘクタール、西淡地区十七ヘクタール、三原地区二十六ヘクタール、南淡地区四十五ヘクタールの耕作放棄地を把握することができました。その中には、長期間放置されたために農業用機械のみでは容易に農地に復元できない（原野化）農地も含まれています。

農地の遊休化は、雑草の繁茂や病害虫の発生により近隣農地に悪影響を及ぼすとともに、農地の流動化や農業者の経営意欲にまで関わる大きな問題です。

この調査結果を基に、今後の解消に向けた委員会活動について更に検討を加え、状況に応じた取り組みを進めなければならないと考えています。

農地法による許可申請・届出

農地は、それ自体が生産力をもつものであり、農業における基本的な生産基盤です。そのため、次のような場合には許可・届出が必要です。

第三条申請（許可）
耕作目的の農地等の権利（所有権、賃借権、使用収益権）を設定、移転する場合

第四条申請（許可）
農地を転用（農地以外にする）目的で使用する場合

第五条申請（許可）
農地等を転用（農地以外にする）目的で売買・貸借により権利を設定しまたは移転する場合。

施行規則第五条一号（届出）
二百平方メートル未満のものに限り、所有農地を自己の農業用施設のため転用する場合。

※各申請については、許可要件がありますので、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

活力のある農業・農村づくりを

兵庫県農業会議会長
十倉　嘉之

輝かしい新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

わが国農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化や耕作放棄地の増大などの課題を抱え危機的な状況にあります。

このため、農業・農村の振興に向けて、認定農業者や集落営農等担い手の育成・支援と、それを支える農村の再生を目指し、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策の三対策の推進を中心に、平成十九年度から三年間を集中改革期間として取り組んでいるところです。

本県におきましては、農業者並びに関係者の積極的なお取り組みを賜り、おかげをもちまして、担い手の育成や品目横断的経営安定対策の加入について、本年度の目標を概ね達成することができました。特に南あわじ市では、この一年ほどの間に三百人以上の認定農業者を新規に育成されるなど、大きな実績を上げられました。農地・水・環境保全向上対策につきましても、本県の農業振興地域の農用地面積に占める取組率は約七割に上り、全国第一位の実績を上げることができました。

しかし、わが国農業の将来をも決するWTO農業交渉は合意に向けた厳しい交渉が続いており、予断を許さない状況にあります。世界の穀物需給を見れば、人口増加、耕地面積や単収の伸び悩み、途上国の経済発展に加え、近年は燃料用エタノールなど食用以外の穀物需要の増加や異常気象等もあり、今後の地球温暖化や水資源の不足を考え合わせれば食料需給の逼迫が憂慮され、わが国の食料供給にも大きな影響が懸念されます。

このため、私どもは優良農地の確保や有効利用の促進、担い手の確保・育成を中心として構造改革の取り組みを強化し、活力ある農業・農村づくりに邁進する覚悟であります。

農業者並びに農業委員会の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、年頭のごあいさつといたします。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

農業委員会委員選挙人名簿は、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に基づいて、毎年一月一日現在で調製し三月三十一日をもって確定しています。

選挙権及び被選挙権を有するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

❶南あわじ市内に住所を有する方

❷年齢が平成二十年三月三十一日現在で満二十歳以上（昭和六十三年四月一日以前に生まれた方）

❸一〇アール以上の農地につき耕作する方若しくは同居の親族又は配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね六十日以上の方

市役所への提出期限が一月十日となっていますので、記載例を参考に修正・記入のうえ押印して、農会長（灘地区については自治会長）に提出して下さい。

市の補助事業

耕作放棄田保全事業

放棄田は、病害虫の発生源になり、周辺の農地や農作物に悪影響を及ぼすだけでなく、ゴミの不法投棄場所になって生活環境を悪化させる原因となります。

南あわじ市では、耕作放棄田対策として、雑草の除去・耕起等にかかる経費の一部を補助する事業に取り組んでいます。

地元の農会が主体となって事業を実施していただき、農地一〇アール当たり上限一万円の補助を受けることができます。（ただし、《農地・水・環境保全事業》の対象農地は除く。）

詳しくは、農林振興課（四三・五〇二五）までお問い合わせ下さい。

申請書等審議日程

南あわじ市農業委員会では、毎月、次の日程により申請書等の受付審査、許可を行っています。

申請についての相談は、お早めにお願いします。

▽申請書等受付締切　五日
（閉庁日の場合は前日）
▽地区協議会十二～十三日頃
▽定例会　二十日頃

許可書等の発行は定例会以後です。

『全国農業新聞』を購読してみませんか。

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。

□様々な問題に、じっくり・鋭く
□旬の情報で経営を支援
□くらしに役立つ情報を提供
□地域の元気の秘訣を取りあげます
□農業の面白さや楽しさを子どもたちに
□地域の身近な情報も掲載

金曜日発行　月600円　年間7,200円（消費税込）
お申し込みは農業委員会事務局まで

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

安心　貸し借り

利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づき、安心して農地の貸借をすることができます。

◇農地法の許可が不要です。

◇貸借期間が満了すれば離作料が発生することなく返還されます。（継続することもできます。）

貸し手・借り手の話し合い
←
書類（各筆明細など）の提出
←
農業委員会の決定
←
利用集積計画の公告
←
貸し借りの開始
←
期間満了
←
返還（更新）

標準小作料

標準小作料は貸し手・借り手が円滑に賃貸借契約が行われるよう目安として設定されています。現行の標準小作料は次のとおりです。

田	一万三千円（一〇アール）当たり
畑	設定していない

農業者年金に加入しませんか

農業に従事する方ならどなたでも加入いただけます。

国民年金の第１号被保険者で、年間６０日以上農業に従事する６０歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した方も６０歳未満であれば加入できます。

いつでも脱退することもできます。

脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらずそれまで支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

積立方式（確定拠出型）の年金です。

自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の人数に左右されにくい安定した年金制度です。

保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（月額２万円から６万７千円までの間で千円単位で自由に選択）農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

終身年金で８０歳までの保証が付いています。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が８０歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌日から８０歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は全額（最高年額８０万４千円）が社会保険料控除対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

また、保険料などの運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象になります。

早期に加入する若い農業後継者には保険料助成があります。

新制度の農業年金は次世代を担う農業者に手厚い政策支援を行っています。

認定農業者等で一定の要件を満たす方は保険料助成（最高５割）を受けることができます。